

福祉関係の法律が

一部改正になりました

福祉関係の法律が一部改正されました。内容について、くわしくお知りになりたい方は、市福祉事務所(☎四一―一―一内線一三三)にお問い合わせください。

旧軍人軍属等に対する恩給法

旧軍人軍属等に対する恩給法の一部が、次のように改正されました。

▽四月から、恩給の年額が、昨年の公務員の俸給改善率に準じて、最高三、八%増額されました。

▽六月から、公務関係扶助料、普通恩給などの最低保障額、傷病恩給の年額などが、引き上げられました。

▽その他、寡婦加算の増額、旧国際電気通信株式会社などの社員期間の通算条件の緩和、加算恩給に係る最低保障額および減算制の改

善などの措置が講じられました。以上の改善について、該当者には恩給局で改定証書を作成し、十

戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金支給法

▽戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

昭和五十四年の遺族等援護法の改正による再婚解消妻として、昭和五十四年十月一日に遺族年金、遺族給与金を受けることになった戦没者の妻に対して、額面二十万円十年償還記名国債が支給されます。該当する方は、本年十月一日

戦傷病者戦没者遺族等援護法

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部が改正され、次のような年金が支給されることになりました。

▽勤務に関連して、じ後重症になつた者に対する障害年金等の支給

軍人、軍属または準軍属であつた者で、本邦、朝鮮等における在職期間内の戦争に関する勤務に關連して、負傷し、または疾病にかかり、一定時点以後に第五款症以上の障害を有するにいたつた者に、障害年金等が支給されますので、該当すると思われる方は、本年十

月の支給期までには、お手元に届きます。なお、旧国際電気通信株式会社の関係の改善については、十月一日以降請求手続きが必要です。

戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金支給法

以降に請求してください。▽戦没者の父母等に対する特別給付金の支給

①昭和五十四年の遺族等援護法の改正による再婚解消父母等として、昭和五十四年十月一日に、遺族年金または遺族給与金を受けることになった戦没者の父母等で、戦没者の死亡後、戦没者以外の子や孫が改氏婚したことなどにより、戦没者の戸籍まつ消時点に他に氏を同じくする子や孫がなかった方

②軍人、軍属または準軍属であつた戦没者の死亡後、他の子や孫が改氏婚したことなどにより、戦没者の戸籍まつ消時点で他に氏を同じくする子や孫がなかった戦没者の父母等。

この方たちに対しては、額面十万円五年償還記名国債が支給されますが、①に該当する方は、本年十月一日以降に、②に該当する方は、本年十二月一日以降に請求してください。

危険物安全週間

10月1日から一週間

私たちの身のまわりには、シンナー、ベンジン、スプレー、アルコール、油など、多くの危険物があります。しかし、これらの危険物は、私たちの日常生活には、かせない大切なもので、しかも便利なものです。しかし、一歩取扱いを誤ると、大きな事故につながります。十月一日から一週間は、危険物安全週間。この機会に、危険物の取扱い方についてよく考え、事故のないように注意しましょう。

▽火の気のないところで使いましょう。

▽故障している器具類は、専門店や修理してから使いましゅう。

▽石油ストーブなどは、「説明書」をよく読んで、正しく使いましゅう。

▽石油類の大量貯蔵は、消防署に相談してください。

公民館趣味の講座

受講者募集

五十五年度後期の趣味の講座が、次のように決まりました。講座の内容、講師、募集人員は次のとおりです。

(中央公民館)

■レザークラフト(基本技術の習得、川田佳久子氏 三十名)

■絵画(基本と実際 大森弘氏 十五名)

■紙人形(作り方の基本技術の習得 佐藤フミ氏 二十名)

■書道(基本と一般実用書の書き方の基本 梅原香道氏 二十名)

■着付(ふだん着から留袖までの着付技術の習得 福田久子氏 二十名)

■囲碁(基本と戦術 日本棋院日光支部 二十名)

(清滝分館)

■日光彫(手ほどきと実際 加藤錦弥氏 二十名)

申し込みは、十月一日から十月十日までに中央公民館(☎三三七〇〇)へ。資格は、市内に住んでいる成人で、性別は問いません。なお、開催日など、くわしいことは中央公民館へおたずねください。